証券コード　4397
（発送日）　2026年11月11日
（電子提供措置開始日）　2026年11月６日

株　主　各　位

東京都千代田区内幸町二丁目１番６号
株式会社チームスピリット
代表取締役CEO　道　下　和　良

第30期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第30期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

　本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

　当社ウェブサイト　　https://corp.teamspirit.com/ja-jp/ir/meeting
（上記ウェブサイトにアクセスいただき、ページ内で「第30期定時株主総会」を選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「チームスピリット」又は「コード」に当社証券コード「4397」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年11月26日（木曜日）午後６時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

［インターネットによる議決権行使の場合］

当社指定の議決権行使ウェブサイト（https://www.web54.net）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

［書面（郵送）による議決権行使の場合］

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬　具

記

1．日　　時　2026年11月27日（金曜日）午前10時　（受付開始：午前９時30分）
2．場　　所　東京都千代田区内幸町二丁目１番１号
イイノカンファレンスセンター（飯野ビルディング４階）Room B
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3．目的事項
報告事項　１．第30期（2025年９月１日から2026年８月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第30期（2025年９月１日から2026年８月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件
第２号議案　監査等委員である取締役１名選任の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬制度の一部改定の件

4．招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
（1）書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
（2）インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
（3）インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
（4）代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

事前質問の受付についてのご案内

株主総会に先立ち、下記の事前質問受付フォームにおきまして事前質問を承ります。

ご質問は株主総会の目的事項に関わる内容で株主様お一人当たり３つまでに限らせていただきます。

株主の皆様のご関心が特に高いと判断した事項については、株主総会当日に一括してご説明をさせていただく予定ですが、すべてのご質問を取り上げることはいたしかねますので、あらかじめご了承くださいますようお願い申しあげます。

【受付方法】

下記の事前質問受付フォームより株主番号、お名前、ご質問内容をご記入ください。

事前質問受付フォームURL：	https://forms.gle/UsM8vffbR8eaZtgU6
二次元バーコード	

【受付期間】

2026年11月18日(水)まで

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2026年11月27日（金曜日）
午前10時（受付開始:午前９時30分）

インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2026年11月26日（木曜日）
午後６時00分入力完了分まで

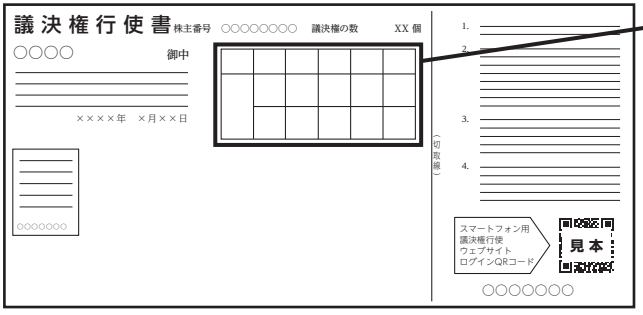
書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年11月26日（木曜日）
午後６時00分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案に対する賛否をご記入ください。

第１号議案

- 全員賛成の場合 ≫ 賛 に○印
- 全員反対の場合 ≫ 否 に○印
- 一部の候補者に反対の場合 ≫ 賛 に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第２・３号議案

- 賛成の場合 ≫ 賛 に○印
- 反対の場合 ≫ 否 に○印

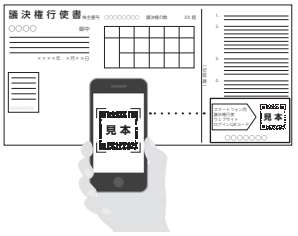
・インターネット及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンかタブレット端末で読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

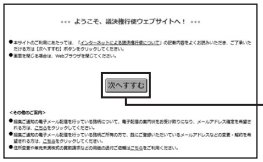
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

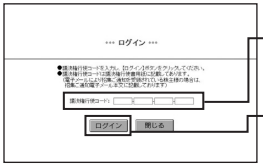
議決権行使ウェブサイト　**https://www.web54.net**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル
電話番号：**0120－652－031**（フリーダイヤル）
受付時間　9：00～21：00

事　業　報　告

（2025年９月１日から
2026年８月31日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当社グループは、「働くを変え、チームの力を解き放つ」をミッションとし、「チームの成功を支えるプラットフォームになる」をビジョンとして掲げ、我が国の少子高齢化に伴う労働力の減少と需給ギャップの拡大という社会課題に向き合い、チーム力の最大化を通じた人的資本の生産性向上を実現するSaaS（注１）製品をTeam SuccessPlatformとして提供しています。具体的には、主力製品である勤怠管理を始め、工数管理、経費精算、電子稟議等の業務システム「TeamSpirit」（注２）などに加えて、データ経営力を強化するAI議事録ソリューション「Synclog」や、チーム力の強化に貢献する「TeamSpirit タレントマネジメント」などを提供しています。

当社グループが置かれた短期的な事業環境としては、フルリモートワークやハイブリッドワーク等の多様な働き方が定着したことで、働き方に合わせた高度な「勤怠管理」への需要が継続的に高い関心を集めております。また最近では、労働時間の正確な把握だけでなく、仕事の見える化によるチームの活性化や非対面でのマネジメントの最適化を可能にする「工数管理」への需要が高まっていることがあげられます。一方、中長期的な事業環境としては、人的資本経営に対する関心の高まりを背景に、多様で生産性の高い働き方の実現や、従業員エンゲージメントの向上に注力する企業がますます増加しております。さらに、約40年ぶりと言われる労働基準法の大改正に向けて、厚生労働省の労働政策審議会などで議論が行われており、今後、企業の労務管理に大きな影響が及ぶと考えられます。また、労働基準法の大改正だけでなく、関連法の改正により勤怠システムの変更の頻度が高くなってきており、更新投資やシステム保守費をかけることなく利用できるSaaSへの注目度が高まっていることがあげられます。

このような事業環境の下で、当社グループはその基本戦略として、主力製品である勤怠管理でエンタープライズ（注３）市場において更なる市場浸透を実現するエンタープライズ戦略と、ミッド・スモール市場において勤怠管理を軸にスピーディに複数製品を展開していくマルチプロダクト戦略を掲げております。当連結会計年度における具体的な取り組みとして、エンタープライズ戦略におきましては、アビームコンサルティングとの協業を開始し、パートナーアライアンスを強化いたしました。また、SAP社が提供するERPソリューション「SAP S/4HANA®」とデータ連携する「TeamSpirit for SAP S/4HANA®」の提供を開始いたしま

した。複雑な就業規則や多様な雇用形態への柔軟な対応、及び従業員の活動データの可視化を可能にする「人的資本経営」の実践基盤として「TeamSpirit Enterprise」の導入が急伸した結果、2025年５月末の60万ユーザー到達後10ヶ月で利用ユーザー数が70万ユーザーを突破いたしました。一方、マルチプロダクト戦略におきましては、勤怠打刻と同時に従業員のコンディションチェックを可能とする「TeamSpirit パルスサーベイ」に加え、2026年２月には人事・労務に関するコア業務をSalesforceプラットフォーム上で統合できる「TeamSpirit 労務管理」をリリース、2026年８月にSalesforceの「Agentforce」を活用した「TeamSpirit プロジェクトマネジメント」をリリースいたしました。

中長期的な競争優位性の確立に向けては、人的資本経営や労働基準法改正における当社製品の強みについて、WEBメディアやSNS等を通じた外部発信の強化にも取り組んでおります。これらの戦略や取り組みを推進することで、当社グループは2030年にARR（注４）100億円、営業利益率20%という中長期ビジョンの達成を目指してまいります。

2026年８月期の経営成績は以下のとおりです。

当連結会計年度における契約ライセンス数の純増は127,652ライセンスとなり、当連結会計年度末時点で791,341ライセンス（前年同期比19.2%増）となりました。エンタープライズ領域における新規・追加受注がその成長を牽引しています。これに伴い、ARRの純増は596百万円となり、累計では5,011百万円（同13.5%増）となりました。また、契約社数の純増は78社となり、累計で2,257社となりました。

当連結会計年度における売上高は6,079百万円（前年同期比23.5%増）となりました。ライセンス売上高は4,596百万円（同14.3%増）、プロフェッショナルサービス売上高は導入プロジェクトの受注が好調に積み上がったことで1,482百万円（同64.6%増）となりました。営業利益は人件費や採用費の増加がある一方で、費用対効果の薄い施策の見直しや固定費の削減による経営効率化及びコントロールを継続的に進めたことにより463百万円（同71.8%増）となりました。経常利益は、464百万円（同67.2%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、前年同期に比べて法人税等調整額が増加したことにより、351百万円（同3.1%減）となりました。

なお、当社グループはSaaS事業の単一事業であるため、事業セグメント別の記載を省略しております。

（注１）SaaS:Software as a Serviceの略称で、サービスとしてのソフトウェアを指す。クラウドサーバーにあるソフトウェアを、インターネットを経由して利用できるサービス。
（注２）TeamSpirit:大企業向けの「TeamSpirit Enterprise」及び、幅広い企業規模で利用可能な「TeamSpirit」の２つの製品で構成。
（注３）企業規模毎の定義は以下のとおり。

名称	定義
エンタープライズ企業	従業員が1,000名以上の企業
ミッド企業	従業員が200～999名の企業
スモール企業	従業員が199名以下の企業

（注４）ARR:Annual Recurring Revenueの略で、集計基準日時点の当社製品のライセンス収入から得られる月間収益の合計を12倍したもの。

② 設備投資の状況
当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の額は５百万円であります。

③ 資金調達の状況
当連結会計年度中に、グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として600百万円の調達を実施しました。その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

⑵ 直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第 27 期 (2023年８月期)	第 28 期 (2024年８月期)	第 29 期 (2025年８月期)	第 30 期 (当連結会計年度) (2026年８月期)
売上高 (百万円)	3,809	4,421	4,922	6,079
経常利益又は経常損失（△） (百万円)	△226	△89	277	464
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△） (百万円)	△189	△180	362	351
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△） (円)	△11.57	△10.96	22.01	22.46
総資産 (百万円)	3,516	3,692	4,472	5,134
純資産 (百万円)	1,392	1,229	1,623	1,398
１株当たり純資産 (円)	84.86	74.74	97.88	91.86

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第 27 期 (2023年８月期)	第 28 期 (2024年８月期)	第 29 期 (2025年８月期)	第 30 期 (当事業年度) (2026年８月期)
売上高 (百万円)	3,809	4,421	4,922	6,079
経常利益又は経常損失（△） (百万円)	△245	△141	298	463
当期純利益又は当期純損失（△） (百万円)	△203	△126	382	349
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△） (円)	△12.45	△7.69	23.22	22.35
総資産 (百万円)	3,400	3,510	4,462	5,122
純資産 (百万円)	1,317	1,206	1,618	1,390
１株当たり純資産 (円)	80.31	73.35	97.55	91.37

⑶ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
TeamSpirit Singapore Pte.Ltd.	100,000 シンガポールドル	100.0%	アジア・太平洋地域における TeamSpiritの開発・販売

⑷ 対処すべき課題

当社グループが提供するサービスは、多様な働き方への対応やDX・AIの推進による生産性の改善といった、「働くこと」を取り巻く企業の課題意識の高まりを背景に、今後もますますの需要増加が期待されます。当社グループの更なる成長を実現するため、優先的に対処すべき課題は以下のとおりであります。

① エンタープライズビジネスの成長加速

当社は、エンタープライズビジネスを成長戦略の柱に据えて、製品開発、マーケティング、営業の各領域に投資を行っております。当事業年度においても、従業員1,000名以上のエンタープライズ企業から複数の新規受注を獲得し、エンタープライズビジネスの拡大を進めております。この戦略を成功させることが、中長期的な企業価値及び株主価値の向上に資すると考えており、成長性と収益性のバランスを取りながら投資を行ってまいります。

② ミッド・スモール市場の成長維持

ミッド・スモール市場には多くの競合が存在しており、足もとの成長率はやや鈍化傾向にあります。運用利便性を向上させるUIの改善や継続的な機能強化及び新機能のリリースに加え、マルチプロダクトの開発・販売、インサイドセールスやWebマーケティングの強化等、ミッド・スモール市場で成長を継続させるために各種施策を推進してまいります。また、カスタマーサクセスの継続的な強化を行い、解約率の削減にも取り組んでおります。

③　新規領域への事業拡大及びマルチプロダクト開発の加速

当社グループは、持続的な成長率を実現するために、積極的な新規事業・プロダクトの開発が不可欠であると考えております。既存事業の周辺領域における新サービスの開発にとどまらず、AI等を含む新たな領域への新規事業の開発を進めるマルチプロダクト戦略を行い、中長期的な成長加速のドライバーとしてまいります。

④　優秀な人材の確保と育成

当社グループの中長期的な企業価値の向上に向けて、優秀で意欲的な人材を採用し、その定着を図ることは経営基盤を強固にしていくために非常に重要な課題であると認識しております。当社グループとしては積極的な採用活動を継続するとともに、適切な目標管理と人事評価を行い、優秀な人材の確保と活用に努めてまいります。また、従業員の職位、職務に応じた適切な研修を積極的に行い、人材の教育・育成を進めてまいります。

⑤　中長期的な収益性の向上と安定したキャッシュ・フローの創出

当社グループは、ARR成長を最優先としながらも、収益性向上に向けた経営の効率性を高めることを重要戦略にしております。全社にわたって、投資対効果を見極めながら規律を持った投資を行っており、今後もARR成長に向けた投資は継続するものの、収益性向上に向けた経営効率性を高めるための取り組みを行ってまいります。長期的な目線として、ARR100億円と営業利益率20%を目指してまいります。

⑸　主要な事業内容（2026年８月31日現在）

事　業　区　分	事　業　内　容
SaaS事業	勤怠管理、工数管理、経費精算、電子稟議等の社内業務システムのクラウドサービス「TeamSpirit/TeamSpirit Enterprise」の提供、及びAI議事録ソリューション「Synclog」、「TeamSpiritタレントマネジメント」等の提供

⑹　主要な営業所及び工場（2026年８月31日現在）

①　当社

本　店	東京都千代田区

②　子会社

TeamSpirit Singapore Pte.Ltd.	シンガポール

⑺ **従業員の状況**（2026年８月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
212 (3) 名	5名増 (−)

（注）１．従業員数は、就業人員を記載しており、臨時雇用者数（パートタイマー・アルバイト）は、年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。
２．当連結会計年度において従業員数が５名増加しております。これは主に事業の拡大により採用が増加したためであります。
3. 当社グループはSaaS事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
210（3）名	5名増（−）	37.0歳	3.8年

（注） 従業員数は、就業人員を記載しており、臨時雇用者数（パートタイマー・アルバイト）は、年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

⑻ **主要な借入先の状況**（2026年８月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	550百万円

⑼ **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2．会社の現況

(1) **株式の状況**（2026年８月31日現在）

① 発行可能株式総数　　55,280,000株

② 発行済株式の総数　　16,519,400株(自己株式1,296,465株を含む。)

(注)当事業年度において当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対して実施した譲渡制限付株式を活用したインセンティブ制度に伴う新株式発行により、9,900株増加しております。

③ 株主数　　5,308名

④ 大株主

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
荻島　浩司	3,628,600	23.8
Draper Nexus Technology Partners 2号投資事業有限責任組合	1,532,800	10.1
INTERACTIVE BROKERS LLC	1,388,700	9.1
JPMSLLC CLIENT ASSETS SK JPY	432,000	2.8
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC)	231,162	1.5
楽天証券株式会社　共有口	201,800	1.3
チームスピリット従業員持株会	184,351	1.2
有本　陽助	175,000	1.1
大田　宜明	145,700	1.0
BNP PARIBAS FINANCIAL MARKETS	139,800	0.9

（注）持株比率は自己株式(1,296,465株)を控除して計算しております。

⑤　当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

	株式数(株)	交付対象者数(名)
取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）	9,900	1

⑥　その他株式に関する重要な事項

2026年10月14日開催の取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を次のとおり決議いたしました。

１．自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上を通じた株主利益の向上及び業績を踏まえた株主還元を行う目的のために、自己株式の取得を行うものであります。

２．自己株式の取得に係る事項の内容

（１）取得する株式の種類　　当社普通株式

（２）取得する株式の総数　　450,000株（上限）
（発行済株式総数（自己株式を除く。）に対する割合2.96％）

（３）株式の取得価額の総額　　150,000,000円（上限）

（４）取得する期間　　2026年10月23日～2027年４月30日

（５）取得方法　　東京証券取引所における市場買付

⑵ 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第１０回新株予約権
発行決議日		2024年12月10日
新株予約権の数		433個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式　43,300株 (新株予約権１個につき100株)
新株予約権の払込金額		無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり35,600円 (１株当たり356円)
権利行使期間		2027年１月７日から 2034年12月10日まで
行使の条件		(注)
役員の保有状況	取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)	新株予約権の数　289個 目的となる株式数　28,900株 保有者数　1名

(注) 新株予約権の行使条件は以下のとおりです。

１．新株予約権の割当を受けた者は、以下に定める場合ごとに、以下に定める割合・数の新株予約権を行使することができることとします（1個未満の端数は切捨てます）。

i. 割当日後から権利行使期間末までに当社株価（終値）が、518円以上となった場合：割当を受けた新株予約権の25%まで（累積）

ii.割当日後から権利行使日期間末までに当社株価（終値）が、690円以上となった場合：割当を受けた新株予約権の50%まで（累積）

iii.割当日後から権利行使日期間末までに当社株価（終値）が、863円以上となった場合：割当を受けた新株予約権の75%まで（累積）

iv.割当日後から権利行使日期間末までに当社株価（終値）が、1,035円以上となった場合：割当を受けた新株予約権の100%（累積）

ただし、割当後に株式分割又は株式併合が行われた場合は、次の算式により調整したあとの数値（円単位未満切り上げ）とします。

$$\text{調整後株価} = \text{調整前株価} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合)の比率}}$$

２．新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」といいます。）は、権利行使時においても、当社の取締役の地位を原則として有していなければならないものとします。ただし、新株予約権者が任期満了により退任若しくは定年退職した場合、新株予約権者が死亡、精神若しくは身体の故障により地位を喪失した場合、又は取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではないものとします。

3．新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとします。
4．本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないこととします。
5. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について当社株主総会の承認（当社株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合に限り、上記１.にかかわらず残存する新株予約権の行使をすることができるものとします。

		第１１回新株予約権
発行決議日		2024年12月10日
新株予約権の数		144個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式　14,400株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額		無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり35,600円 （１株当たり356円）
権利行使期間		2027年１月７日から 2034年12月10日まで
行使の条件		（注）
役員の保有状況	取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	新株予約権の数　144個 目的となる株式数　14,400株 保有者数　１名

（注）新株予約権の行使条件は以下のとおりです。
１．新株予約権の割当を受けた者は、以下に定める場合ごとに、以下に定める割合・数の新株予約権を行使することができることとします（1個未満の端数は切捨てます）。
i. 割当日後から権利行使期間末までに当社株価（終値）が、1,380円以上となった場合：割当を受けた新株予約権の50%まで（累積）
ii.割当日後から権利行使日期間末までに当社株価（終値）が、1,725円以上となった場合：割当を受けた新株予約権の100%（累積）
ただし、割当後に株式分割又は株式併合が行われた場合は、次の算式により調整したあとの数値（円単位未満切り上げ）とします。

$$\text{調整後株価} = \text{調整前株価} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

2．新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」といいます。）は、権利行使時においても、当社の取締役の地位を原則として有していなければならないものとします。ただし、新株予約権者が任期満了により退任若しくは定年退職した場合、新株予約権者が死亡、精神若しくは身体の故障により地位を喪失した場合、又は取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではないものとします。
3．新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとします。
4．本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないこととします。
5．当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について当社株主総会の承認（当社株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合に限り、上記1.にかかわらず残存する新株予約権の行使をすることができるものとします。

		第12回新株予約権
発行決議日		2025年12月10日
新株予約権の数		198個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式　19,800株 （新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額		無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり53,300円 （1株当たり533円）
権利行使期間		2028年1月7日から 2035年12月10日まで
行使の条件		（注）
役員の保有状況	取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	新株予約権の数　198個 目的となる株式数　19,800株 保有者数　1名

（注）新株予約権の行使条件は以下のとおりです。
1．新株予約権の割当を受けた者は、以下に定める場合ごとに、以下に定める割合・数の新株予約権を行使することができることとします（1個未満の端数は切捨てます）。
i. 割当日後から権利行使期間末までに当社株価（終値）が、788円以上となった場合：割当を受けた新株予約権の25%まで（累積）
ii.割当日後から権利行使日期間末までに当社株価（終値）が、1,050円以上となった場合：割当を受けた新株予約権の50%まで（累積）
iii.割当日後から権利行使日期間末までに当社株価（終値）が、1,313円以上となった場合：割当を受けた新株予約権の75%まで（累積）
iv.割当日後から権利行使日期間末までに当社株価（終値）が、1,575円以上となった場合：

割当を受けた新株予約権の100%（累積）
ただし、割当後に株式分割又は株式併合が行われた場合は、次の算式により調整したあとの数値（円単位未満切り上げ）とします。

$$\text{調整後株価} = \text{調整前株価} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

2．新株予約権者は、権利行使時においても、割当時に当社の取締役であった者は当社の取締役の地位、割当時に当社の執行役員であった者は、当社又は当社の子会社の取締役又は執行役員の地位、割当時に当社の従業員であった者は、当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は従業員の地位を原則として有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任若しくは定年退職した場合、又は取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではないものとします。
3．新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとします。
4．本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないこととします。
5. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について当社株主総会の承認（当社株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合に限り、上記1.にかかわらず残存する新株予約権の行使をすることができるものとします。

		第13回新株予約権
発行決議日		2025年12月10日
新株予約権の数		99個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式　9,900株 （新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額		無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり53,300円 （1株当たり533円）
権利行使期間		2028年1月7日から 2035年12月10日まで
行使の条件		（注）
役員の保有状況	取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	新株予約権の数　99個 目的となる株式数　9,900株 保有者数　1名

（注）新株予約権の行使条件は以下のとおりです。
1．新株予約権の割当を受けた者は、以下に定める場合ごとに、以下に定める割合・数の新株

予約権を行使することができることとします（1個未満の端数は切捨てます）。

i. 割当日後から権利行使期間末までに当社株価（終値）が、2,100円以上となった場合：割当を受けた新株予約権の50%まで（累積）

ii. 割当日後から権利行使日期間末までに当社株価（終値）が、2,625円以上となった場合：割当を受けた新株予約権の100%（累積）

ただし、割当後に株式分割又は株式併合が行われた場合は、次の算式により調整したあとの数値（円単位未満切り上げ）とします。

$$\text{調整後株価} = \text{調整前株価} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

2．新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」といいます。）は、権利行使時においても、当社の取締役の地位を原則として有していなければならないものとします。ただし、新株予約権者が任期満了により退任若しくは定年退職した場合、又は取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではないものとします。

3．新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとします。

4．本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないこととします。

5．当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について当社株主総会の承認（当社株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合に限り、上記1.にかかわらず残存する新株予約権の行使をすることができるものとします。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第12回新株予約権
発行決議日		2025年12月10日
新株予約権の数		351個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 35,100株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり53,300円 (1株当たり533円)
権利行使期間		2028年1月7日から 2034年12月10日まで
行使の条件		(注)
使用人等の交付状況	当社使用人	新株予約権の数 351個 目的となる株式数 35,100株 交付者数 9名

(注) 新株予約権の行使条件は以下のとおりです。

1．新株予約権の割当を受けた者は、以下に定める場合ごとに、以下に定める割合・数の新株予約権を行使することができることとします（1個未満の端数は切捨てます）。

i. 割当日後から権利行使期間末までに当社株価（終値）が、788円以上となった場合：割当を受けた新株予約権の25%まで（累積）

ii.割当日後から権利行使日期間末までに当社株価（終値）が、1,050円以上となった場合：割当を受けた新株予約権の50%まで（累積）

iii.割当日後から権利行使日期間末までに当社株価（終値）が、1,313円以上となった場合：割当を受けた新株予約権の75%まで（累積）

iv.割当日後から権利行使日期間末までに当社株価（終値）が、1,575円以上となった場合：割当を受けた新株予約権の100%（累積）

ただし、割当後に株式分割又は株式併合が行われた場合は、次の算式により調整したあとの数値（円単位未満切り上げ）とします。

$$\text{調整後株価} = \text{調整前株価} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

2．新株予約権者は、権利行使時においても、割当時に当社の取締役であった者は当社の取締役の地位、割当時に当社の執行役員であった者は、当社又は当社の子会社の取締役又は執行役員の地位、割当時に当社の従業員であった者は、当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は従業員の地位を原則として有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任若しくは定年退職した場合、又は取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではないものとします。

3．新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとします。

4．本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないこととします。

5．当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について当社株主総会の承認（当社株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合に限り、上記1.にかかわらず残存する新株予約権の行使をすることができるものとします。

⑶ 会社役員の状況

① 取締役の状況（2026年８月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	道下　和良	CEO
取締役	古市　克典	株式会社Box Japan　代表取締役会長 ジェネロ株式会社　社外取締役 一般財団法人篠原欣子記念財団　専務理事
取締役 （監査等委員）	田邉　美智子	note株式会社　監査等委員である取締役 イグニション・ポイント株式会社　社外監査役 株式会社マッシュホールディングス　社外監査役
取締役 （監査等委員）	氏家　優太	青山綜合法律事務所　パートナー 株式会社イングリウッド　社外監査役
取締役 （監査等委員）	桑園　寛之	日本ベンチャーキャピタル株式会社　取締役副社長執行役員

（注）１．取締役古市克典氏、監査等委員である取締役田邉美智子氏、氏家優太氏及び桑園寛之氏は、社外取締役であります。
２．監査等委員である取締役田邉美智子氏は、公認会計士であり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。監査等委員である取締役氏家優太氏は、弁護士であり法律及び法務実務に関する相当程度の知見を有しております。
３．取締役古市克典氏、監査等委員である取締役田邉美智子氏、氏家優太氏及び桑園寛之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
４．監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
５．取締役原勇作氏は、2025年10月９日をもって当社取締役を辞任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

③　役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役（社外取締役を含む。）であり、すべての被保険者について、その保険料の全額を当社が負担しております。

④　取締役の報酬等

イ．取締役の報酬の内容の決定に関する方針等

当社は、社外取締役が過半数を占める取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を客観的観点から議論し決定しております。また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が決定方針と整合しており、監査等委員である取締役及び社外取締役並びに指名・報酬委員会の意見が反映されたものであることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

a.決定方針の内容概要

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、業績、経済情勢や他社水準等を総合的に勘案し、当社グループの企業理念の実現を実践する優秀な人材を確保・維持し、持続的な企業価値及び株主価値の向上に向けて期待される役割を十分に果たすことへの意欲を引き出すにふさわしい報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、基本報酬（金銭報酬）及び業績連動報酬（金銭報酬）並びに非金銭報酬により構成しております。ただし、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、基本報酬（金銭報酬）のみとしております。

また、当社の監査等委員である取締役の報酬は、基本報酬（金銭報酬）のみとし、その職責及び経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役全員の協議により決定しております。

b.基本報酬に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬については、月例の固定報酬とし、役位、職責等に応じて定め、業績、他社水準、社会情勢等を勘案して、適宜、見直しを図るものとします。

当社の監査等委員である取締役の基本報酬については、月例の固定報酬とし、その職責及び経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役全員の協議により決定しております。

c.業績連動報酬等に関する方針

当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の業績連動報酬等については、年次の金銭報酬とし、その算定式及び基準となる達成指標が当社事業の成長性を表すものとなるよう設計し決定しております。業績連動報酬等の内容並びに支給の時期及び条件は、役位、職責等に応じて定め、業績、他社水準、社会情勢等を勘案して決定しております。

d.非金銭報酬に関する方針

当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の報酬等として、中長期のインセンティブ報酬として株主総会において取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の上限額の範囲内で株式報酬として承認を得た報酬上限額の範囲内において株式又は新株予約権を付与する場合があります。個人別の付与数及び額、並びに支給の時期及び条件は、役位、職責等に応じて定め、業績、他社水準、社会情勢等を勘案して決定しております。

e.報酬等の割合に関する方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）個人別の報酬の割合については、役位、職責、業績、他社水準、社会情勢等を踏まえて決定します。

f.取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定の手続に関する方針

各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容は、監査等委員を含む取締役全員の協議を経て、取締役会の決議をもって決定いたします。なお、当社の取締役会の過半数は社外取締役で構成されております。

ロ．当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　数（名）	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）		
			基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬
取締役（監査等委員である取締役を除く。）（うち社外取締役）	3 (1)	68 (7)	35 (7)	20 (－)	12 (－)
監査等委員である取締役（うち社外取締役）	3 (3)	20 (20)	20 (20)	－ (－)	－ (－)
合　　計（うち社外取締役）	6 (4)	88 (27)	55 (27)	20 (－)	12 (－)

（注）1．上記には、本事業年度中に辞任をした取締役１名を含んでおります。

2．取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2021年11月30日開催の第25期定時株主総会において、年額200百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内）と決議いただいております。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は２名（うち、社外取締役は１名）です。

3．2024年11月29日開催の第28期定時株主総会において、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬制度（譲渡制限付株式及びストック・オプション）を導入し、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額を従来の報酬等の限度額である年額200百万円（ただし、使用人分給与は含まない。）の枠内で、かつ、年額50百万円を限度に、同様に、新株予約権の公正価額として従来の報酬等の限度額である年額200百万円 （ただし、使用人分給与は含まない。）の枠内で、かつ、年額50百万円を限度に、それぞれ付与することを決議いただいております。なお、各事業年度に係る定時株主総会開催日から１年以内に、譲渡制限付株式として発行または処分される当社の普通株式の総数は80,000株を上限とし、同様にストック・オプションとして発行する新株予約権の上限は800個としております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の員数は２名です。

4．監査等委員である取締役の報酬額は、2021年11月30日開催の第25期定時株主総会において、年額40百万円以内と決議いただいております。また、監査等委員である取締役の報酬等は、定額での基本報酬のみで構成しています。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は３名（うち、社外取締役は３名）です。

5．社外取締役及び監査等委員である取締役を除く取締役に対して、業績連動報酬（金銭報酬）を導入しております。2026年８月期における年次業績連動報酬の支給額は、連結売上高と連結営業利益の達成率に応じて支給率を算定しております。なお、当該業績指標を選定した理由は当社事業の成長性と収益性を表す数値として適切と考えているためです。

算定式：役位別の基準額×（連結売上高基準による支給率×ウェイト＋連結営業利益基準による支給率×ウェイト）※千円未満切り捨て

基準となる達成指標	目標額	達成率の上限	実績額	達成率	支給率
連結売上高	6,150百万円	120%	6,079百万円	99%	99%
連結営業利益	500百万円	200%	508百万円	102%	102%

（注）連結営業利益の目標額は、社内目標に対して役員及び従業員に対する業績連動報酬の額の控除前とする。

(連結売上高基準による支給率)

達成率	支給率
120%以上	120%
80%以上～120%未満	達成率と同率
80%未満	0％

(連結営業利益基準による支給率)

達成率	支給率
200%以上	200%
60%以上～200%未満	達成率と同率
40%以上～60%未満	達成率×0.75
20%以上～40%未満	達成率×0.5
20%未満	達成率×0.25

6. 各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬の額、業績連動報酬の算定式及びその基準となる達成指標並びに非金銭報酬の額は、監査等委員を含む取締役全員の協議を経て、取締役会の決議をもって決定いたします。なお、当社の取締役会の過半数は社外取締役で構成されております。

7．非金銭報酬等の内容は当社の株式及びストック・オプションであり、割当ての際の条件等は「イ.取締役の報酬の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。当事業年度における当社の株式の交付状況は「２．（1）⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。また、当事業年度の末日における役員のストック・オプションの保有状況は「２．（2）① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況」に記載しております。

⑤　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役の古市克典氏は、株式会社Box Japanの代表取締役会長を兼任しております。同社と当社は代理店を通じてBoxサービスに関する取引関係がありますが、当事業年度におけるその割合は、当社の売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の１％未満であり、特別な利害関係を生じさせる重要な取引関係ではありません。また、同氏は、ジェネロ株式会社の社外取締役と一般財団法人篠原欣子記念財団の専務理事を兼任しておりますが、各兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

・監査等委員である取締役の田邉美智子氏は、note株式会社の監査等委員である取締役を兼任しております。同社と当社は同社の提供するサービスに関する取引関係がありますが、当事業年度におけるその割合は、当社の販売費及び一般管理費の合計額の１％未満であり、特別な利害関係を生じさせる重要な取引関係ではありません。また、同氏は、イグニション・ポイント株式会社の社外監査役を兼任しております。イグニション・ポイント株式会社と当社はTeamSpiritサービスに関する取引関係がありますが、両社にとって取引金額は僅少（当社の売上高に占める比率は１％未満）であり、特別な利害関係を生じさせる重要な取引関係ではありません。なお、株式会社マッシュホールディングスの社外監査役を兼任しておりますが、兼務先と当社との間には特別の関係はありません。

・監査等委員である取締役の氏家優太氏は、青山綜合法律事務所のパートナーと株式会社イングリウッドの社外監査役を兼任しておりますが、各兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

・監査等委員である取締役の桑園寛之氏は、日本ベンチャーキャピタル株式会社の取締役副社長執行役員を兼任しておりますが、兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出 席 状 況	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取　締　役　古市　克典	取締役会 （16回開催中すべてに出席）	出席した取締役会において、多くの会社役員としての経験及び幅広い見識に基づき、経営全般の観点から幅広い助言・提言を積極的に行い、取締役の業務執行を監督しております。
取　締　役 （監査等委員）　田邉　美智子	取締役会 （16回開催中すべてに出席） 監査等委員会 （14回開催中すべてに出席）	出席した取締役会及び監査等委員会において、公認会計士としての専門的見地から、取締役会の決定の適正性を確保するための助言・提言を行い、必要な監査手続を通じて取締役の業務執行を監査・監督しております。
取　締　役 （監査等委員）　氏家　優太	取締役会 （16回開催中すべてに出席） 監査等委員会 （14回開催中すべてに出席）	出席した取締役会及び監査等委員会において、弁護士としての専門的見地から、取締役会の決定の適正性を確保するための助言・提言を行い、必要な監査手続を通じて取締役の業務執行を監査・監督しております。
取　締　役 （監査等委員）　桑園　寛之	取締役会 （16回開催中すべてに出席） 監査等委員会 （14回開催中すべてに出席）	出席した取締役会及び監査等委員会において、多くの会社役員としての経験及び幅広い見識に基づき、経営全般の観点から取締役会の決定の適正性を確保するための助言・提言を行い、必要な監査手続を通じて取締役の業務執行を監査・監督しております。

（注）上記の取締役会の開催回数の他、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面決議が４回ありました。

⑷ 会計監査人の状況

① 名称　　EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3．当社の海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。
監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員である取締役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員である取締役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

3．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

⑴ 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ａ．「取締役会規則」、「経営会議規程」、「職務権限規程」及び「職務分掌規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、当社及び当社子会社の取締役及び使用人は定められた職務権限及び職務分掌に基づいて業務を執行しております。

ｂ．「内部監査規程」に基づき、代表取締役の命を受けた直轄の内部監査担当を置き、各部門の業務執行の状況等について監査等委員会と連携して監査を実施し、その結果を代表取締役に報告しております。

ｃ．「コンプライアンス規程」に基づき、委員長を代表取締役とするコンプライアンス委員会を設置し、企業活動の遵法性の確保、社会規範に反する行為の防止、全役職員の倫理意識を涵養する活動を推進しております。

ｄ．「コンプライアンス規程」に基づき、社内外の組織的又は個人的な不正行為等の相談や通報のために、社内外の通報窓口につながる「ホットライン」制度を設けております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る記録文書、その他重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、「文書管理規程」等に基づき、適切に保管・管理しております。

③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ａ．「リスク管理規程」に基づき、当社事業に相当程度の影響（損失）を与えるリスクを発見・特定し、主要なリスクについて対処するための体制の整備と見直しを行うものとします。

ｂ．リスク情報等は、取締役会及び経営会議等を通じて各統括本部長より取締役及び監査等委員である取締役に対して報告を行うものとします。

ｃ．不測の事態が発生し、全社的な対応が重要である場合は、代表取締役をリスク管理統括責任者とする緊急事態対応体制をとるものとします。

ｄ．内部監査担当は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役に報告するものとします。

④　当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

a．経営会議は月に１回、又は必要に応じて随時開催し、取締役会で決定された経営方針に基づいて代表取締役が業務を執行するにあたり、業務に関する重要事項を協議しております。

b．取締役は、代表取締役の指示のもと、取締役会決議等に基づき職務を執行しております。

c．取締役は、ITを活用した情報システムを構築して、迅速かつ的確な経営情報把握に努めております。

⑤　当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

a．当社及び当社子会社に共通する管理は、コーポレート統括本部が統括します。

b．子会社は、主管部門に定期的な報告を行い、重要事項については事前協議します。

c．内部監査担当は、子会社の業務監査を行い、必要に応じて監査等委員会と連携します。

⑥　監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

a．監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議を行い、当該使用人を任命及び配置することができるものとします。

b．補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査等委員である取締役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとします。

⑦　当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査等委員である取締役に報告をするための体制その他の監査等委員である取締役への報告に関する体制

a．監査等委員である取締役は、重要な意思決定プロセスや業務執行状況を把握するため、取締役会及び経営会議等の経営上重要な会議に出席し、必要に応じ文書を閲覧し、当社及び当社子会社の取締役及び使用人に説明を求めることができるものとします。

b．当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、監査等委員である取締役に対して、業務及び業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、「ホットライン」制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査等委員である取締役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力します。

c．監査等委員である取締役に報告を行った当社及び当社子会社の取締役及び従業員は、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないものとします。

⑧　その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ａ．取締役は、社内の重要な会議への監査等委員である取締役の出席を拒めないものとします。

ｂ．監査等委員である取締役は、内部監査担当と連携し、情報交換を行うとともに、必要に応じて内部監査に立ち会うことができるものとします。また、会計監査業務について、会計監査人に会計監査の説明を受ける等の必要な連携を図り、実効性を確保するものとします。

ｃ．監査等委員である取締役は、必要に応じて外部の専門家の助言を受けた場合、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に適合した研修等を受ける場合、当該費用を会社に請求する権利を有するものとします。

ｄ．監査等委員である取締役がその職務の執行について必要な費用の前払い等を請求した場合には、速やかに当該費用の支払いを行うものとします。

⑵　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①　取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに効率的に行われることを確保するための体制

当事業年度において取締役会は20回（会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面決議４回を含む。）開催され、取締役及び監査等委員である取締役の出席のもとで、報告及び議案の決議が行われております。当社の取締役会は取締役１名、社外取締役４名の５名で構成されており、社外取締役に対して事前に資料を共有し、取締役会にて十分な審議時間を確保し活発な議論が行われております。

②　リスク管理体制

内部監査担当において、内部監査計画を定め、内部監査を実施し、その結果を代表取締役及び監査等委員である取締役に報告（13回）いたしました。

③　コンプライアンス管理体制

コンプライアンス規程を定め、取締役及び使用人への周知を図っております。また、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実について社内報告体制として、内部通報制度を導入して

おります。また、コンプライアンス委員会を実施し、コンプライアンス違反の有無をモニタリングすることにより、法令違反等の早期発見と迅速かつ適切な対応を行うことに努めております。

④　監査等委員である取締役の監査体制

監査等委員会を14回開催したほか、監査等委員である取締役は監査等委員会において定められた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役との定期的な会合を持つことで、監査機能の強化及び向上を図っています。また、会計監査人や内部監査担当と連携した監査を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を監視する体制を整備しております。

4．会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

5．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置付けております。これまで通り一層の事業拡大を目指すことが株主への最大の利益還元に繋がるとの考えから、成長投資に必要な内部留保の確保を優先する方針に変更はありませんが、ARRの堅調な成長、安定した財務基盤、今後の事業展開等を慎重に見極めながら、成長投資のための内部留保の確保と株主への利益還元のバランスを重視した資本政策の検討を行っていく方針です。

なお、剰余金の配当を行う場合、年１回の期末配当を基本としており、その他年１回中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。また、当社は会社法第459条第１項の規定に基づき、剰余金の配当等は取締役会の決議によって定めることができる旨を定款で定めております。

連結貸借対照表

(2026年８月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**4,355,601**	**流動負債**	**3,305,734**
現金及び預金	3,539,318	買掛金	14,440
売掛金及び契約資産	156,983	未払法人税等	67,462
前渡金	519,300	未払費用	271,955
その他	140,512	繰延収益	2,295,996
貸倒引当金	△513	賞与引当金	174,303
固定資産	**778,555**	株主優待引当金	22,589
有形固定資産	**10,330**	一年内返済予定の長期借入金	120,000
建物附属設備	1,815	その他	338,986
その他	8,515	**固定負債**	**430,000**
無形固定資産	**32,340**	長期借入金	430,000
のれん	30,986	**負債合計**	**3,735,734**
その他	1,353	(純資産の部)	
投資その他の資産	**735,884**	**株主資本**	**1,348,960**
繰延税金資産	689,452	**資本金**	**502,494**
その他	46,432	**資本剰余金**	**1,194,119**
		利益剰余金	**252,848**
		自己株式	**△600,502**
		その他の包括利益累計額	**22,127**
		為替換算調整勘定	**22,127**
		新株予約権	**27,335**
		純資産合計	**1,398,422**
資産合計	**5,134,157**	**負債純資産合計**	**5,134,157**

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2025年９月１日から
2026年８月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**6,079,435**
売上原価		**3,797,830**
売上総利益		**2,281,605**
販売費及び一般管理費		**1,817,958**
営業利益		**463,646**
営業外収益		
受取利息	7,919	
ポイント還元収入	2,341	
その他	856	11,117
営業外費用		
支払利息	4,662	
為替差損	879	
株式交付費	2,314	
消費税等差額	1,288	
その他	1,044	10,189
経常利益		**464,575**
特別損失		
固定資産除却損	1,185	1,185
税金等調整前当期純利益		**463,389**
法人税、住民税及び事業税	108,080	
法人税等調整額	3,905	111,985
当期純利益		**351,403**
親会社株主に帰属する当期純利益		**351,403**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2025年９月１日から
2026年８月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	850,812	840,812	△98,555	△509	1,592,560	21,566	21,566	9,796	1,623,923
当連結会計年度変動額									
新株の発行	2,494	2,494			4,989				4,989
資本金から剰余金への振替	△350,812	350,812			－				－
自己株式の取得				△599,993	△599,993				△599,993
親会社株主に帰属する当期純利益			351,403		351,403				351,403
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）						560	560	17,539	18,099
当連結会計年度変動額合計	△348,317	353,307	351,403	△599,993	△243,600	560	560	17,539	△225,500
当連結会計年度末残高	502,494	1,194,119	252,848	△600,502	1,348,960	22,127	22,127	27,335	1,398,422

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

⑴ 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数　　1社

・主要な連結子会社の名称　　TeamSpirit Singapore Pte.Ltd.

② 非連結子会社の有無　なし

⑵ 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

⑶ 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

該当事項はありません。

⑷ 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

⑸ 会計方針に関する事項

① 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、海外子会社及び2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備　　８年～15年

その他　　４年～15年

ロ．無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（3年）に基づいております。

② 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金　　賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ハ．株主優待引当金　　株主優待制度に係る支出に備えるため翌連結会計年度以降に発生すると見込まれる額を合理的に見積り計上しております。

③　収益の計上基準

当社グループは、勤怠管理、工数管理、経費精算、電子稟議等の社内業務システムを一元化したクラウドサービス「TeamSpirit」を提供しております。

顧客との契約から生じる収益は、ライセンス売上高とプロフェッショナルサービス売上高により構成されており、プロフェッショナルサービス売上高はプレミアサポートとスポットサポートにより構成されております。

イ. ライセンス売上高

ライセンス売上高は「TeamSpirit」のライセンスを顧客に提供し、これらの役務提供をライセンスの契約期間にわたって継続的に行うことで履行義務を充足する取引であると判断しているため、契約期間にわたって収益を認識しております。

ロ. プロフェッショナルサービス売上高

スポットサポートは顧客に対して主として利用開始から本稼働までの期間において導入支援等を行うサービスであり、プレミアサポートは本稼働後の運用支援を行うサービスです。これらのサービスは契約期間にわたって一定の役務提供を行うことで履行義務を充足する取引であると判断しているため、主として顧客と合意した契約期間にわたって収益を認識しております。

なお、顧客から収受した対価のうち、上記の収益認識基準を満たさないものについては、「繰延収益」勘定に計上しております。

④　重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑤　のれんの償却方法及び償却期間に関する事項

のれんの償却については、５年間の均等償却を行っております。

2.　表示方法の変更に関する注記

（連結損益計算書）

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「ポイント還元収入」は、金額的重要性が増加したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

3.　会計上の見積りに関する注記

（繰延税金資産の回収可能性）

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産　689,452千円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りによって繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは将来の事業計画を基礎としております。

② 主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる将来の事業計画における主要な仮定は、各連結会計年度末時点のARRとしております。ARRとは、集計基準日時点の「TeamSpirit」（関連製品を含む）のライセンス収入から得られる月間収益の合計を12倍したものです。将来の事業計画の策定においては、ARRの成長率について一定の仮定に基づき見積もりを行っています。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定である各連結会計年度末時点のARRが、経済状況や経営環境の変化の影響により当初計画を下回った場合には、課税所得の見積りが変動する可能性があります。その結果、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を及ぼす可能性があります。

（のれんの評価）

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん　30,986千円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

主力事業の提供付加価値向上を目的に、ワークライフログ株式会社を取得した際に生じたものであり、取得時の将来事業計画に基づき算定された超過収益力として、取得原価と被取得企業の識別可能な資産及び負債の企業結合日時点の時価との差額を計上しております。

② 主要な仮定

のれんの評価は、減損の兆候があり減損損失を認識するかどうかの判定を行う場合には、事業計画に基づく将来キャッシュ・フローの見積りに依存することとなり、主要な仮定は、各連結会計年度末時点のARRとしております。ARRとは、集計基準日時点のライセンス収入から得られる月間収益の合計を12倍したものです。将来の事業計画の策定においては、ARRの成長率について一定の仮定に基づき見積もりを行っています。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当連結会計年度において、減損の兆候の有無の判定を行った結果、減損の兆候は無いものと判断しております。会計上の見積りは、今後の経営環境等の変化などによって影響を受ける可能性があり、見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において、のれんの評価に重要な影響を与える可能性があります。なお、減損判定にあたっては、資産グルーピングは全社を一体として扱っております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	11,792千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

⑴ 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 16,519,400株

⑵ 当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び総数

普通株式 1,296,465株

⑶ 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

該当事項はありません。

⑷ 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 2,000株

6. 金融商品に関する注記

⑴ 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については銀行借入や第三者割当増資による方針であります。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金、未払法人税等は、１年以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権及び敷金及び保証金について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先別に回収期日及び残高を管理し、円滑かつ確実な回収を図っております。

ロ．資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、資金収支予測を作成し、資金需要を把握しております。また、一定の手許流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

⑵ 金融商品の時価等に関する事項

2026年８月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、「現金及び預金」は現金であること、「売掛金及び契約資産」、「買掛金」及び「未払法人税等」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似すること、「長期借入金」は変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映することから時価が帳簿価額と近似していること、また「敷金」は重要性が乏しいことから記載を省略しております。

(注) 1．金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
現金及び預金	3,539,318	－	－	－
売掛金	156,983	－	－	－

(注) 2．長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
長期借入金	120,000	430,000	－	－
合計	120,000	430,000	－	－

7. 収益認識に関する注記

⑴ 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	金額（千円）
ライセンス売上高	4,596,758
プロフェッショナルサービス売上高	1,482,677
顧客との契約から生じる収益	6,079,435
その他の収益	－
外部顧客への売上高	6,079,435

⑵ 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「⑸会計方針に関する事項③収益の計上基準」に記載のとおりであります。

⑶ 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約資産及び契約負債の残高等

	期首残高（千円）	期末残高（千円）
顧客との契約から生じた債権	119,585	156,983
契約負債	2,025,897	2,295,996

（注）１．契約負債である繰延収益は、顧客から契約期間分の対価を一括で受領することによる契約負債で、契約期間にわたって売上高に振替がなされます。なお、当連結会計年度の期首時点での契約負債残高は、当連結会計年度の収益として認識しております。また、当連結会計年度中における契約負債の増減は主にライセンス数の純増による増加額が、収益の認識による減少額を上回ったことによるものです。

２．当社グループでは、主に当初に予定される顧客との契約期間が1年以内であるため残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

8. １株当たり情報に関する注記

⑴ １株当たり純資産額　91円86銭

⑵ １株当たり当期純利益　22円46銭

9. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、2026年10月14日開催の取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。

１．自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上を通じた株主利益の向上及び業績を踏まえた株主還元を行う目的のために、自己株式の取得を行うものであります。

２．自己株式の取得に係る事項の内容

（１）取得する株式の種類　当社普通株式

（２）取得する株式の総数　450,000株（上限）
（発行済株式総数（自己株式を除く。）に対する割合2.96%）

（３）株式の取得価額の総額　150,000,000円（上限）

（４）取得する期間　2026年10月23日～2027年４月30日

（５）取得方法　東京証券取引所における市場買付

貸借対照表

(2026年8月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**4,344,125**	**流動負債**	**3,301,828**
現金及び預金	3,527,755	買掛金	14,440
売掛金及び契約資産	156,983	未払金	214,120
前渡金	519,300	未払法人税等	67,462
前払費用	139,273	未払費用	263,257
その他	1,325	繰延収益	2,295,996
貸倒引当金	△513	預り金	50,267
固定資産	**778,555**	賞与引当金	174,303
有形固定資産	**10,330**	株主優待引当金	22,589
建物附属設備	1,815	一年以内返済長期借入金	120,000
工具、器具及び備品	8,515	その他	79,390
無形固定資産	**32,340**	**固定負債**	**430,000**
のれん	30,986	長期借入金	430,000
ソフトウェア	1,353	**負債合計**	**3,731,828**
投資その他の資産	**735,884**	**(純資産の部)**	
関係会社株式	0	**株主資本**	**1,363,517**
繰延税金資産	689,452	**資本金**	**502,494**
敷金及び保証金	46,432	**資本剰余金**	**1,194,119**
		資本準備金	502,494
		その他資本剰余金	691,624
		利益剰余金	**267,405**
		その他利益剰余金	267,405
		繰越利益剰余金	267,405
		自己株式	**△600,502**
		新株予約権	**27,335**
		純資産合計	**1,390,852**
資産合計	**5,122,681**	**負債純資産合計**	**5,122,681**

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2025年９月１日から
2026年８月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**6,079,435**
売上原価		**3,800,159**
売上総利益		**2,279,275**
販売費及び一般管理費		**1,819,368**
営業利益		**459,907**
営業外収益		
受取利息	7,919	
業務受託収入	3,222	
ポイント還元収入	2,341	
その他	592	14,076
営業外費用		
支払利息	4,662	
為替差損	879	
株式交付費	2,314	
消費税等差額	1,288	
その他	1,044	10,189
経常利益		**463,794**
特別損失		
固定資産除却損	1,185	1,185
税引前当期純利益		**462,608**
法人税、住民税及び事業税	108,944	
法人税等調整額	3,905	112,850
当期純利益		**349,758**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2025年９月１日から
2026年８月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本								新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	850,812	840,812	－	840,812	△82,352	△82,352	△509	1,608,762	9,796	1,618,559
当期変動額										
新株の発行	2,494	2,494		2,494				4,989		4,989
資本金及び資本準備金の資本剰余金への振替	△350,812	△340,812	691,624	350,812				－		－
自己株式の取得							△599,993	△599,993		△599,993
当期純利益					349,758	349,758		349,758		349,758
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									17,539	17,539
当期変動額合計	△348,317	△338,317	691,624	353,307	349,758	349,758	△599,993	△245,245	17,539	△227,706
当期末残高	502,494	502,494	691,624	1,194,119	267,405	267,405	△600,502	1,363,517	27,335	1,390,852

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴ 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式　移動平均法による原価法

⑵ 固定資産の減価償却の方法

イ.有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備　　８年～15年

工具、器具及び備品　４年～15年

ロ.無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（３年）に基づいております。

⑶ 引当金の計上基準

①	貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
②	賞与引当金	賞与支給に備えるため、支給見込額の当事業年度負担分を計上しております。
③	株主優待引当金	株主優待制度に係る支出に備えるため翌事業年度以降に発生すると見込まれる額を合理的に見積り計上しております。

⑷ 収益の計上基準

当社グループは勤怠管理、工数管理、経費精算、電子稟議等の社内業務システムを一元化したクラウドサービス「TeamSpirit」を提供しております。

顧客との契約から生じる収益は、ライセンス売上高とプロフェッショナルサービス売上高により構成されており、プロフェッショナルサービス売上高はプレミアサポートとスポットサポートにより構成されております。

① ライセンス売上高

ライセンス売上高は「TeamSpirit」のライセンスを顧客に提供し、これらの役務提供をライセンスの契約期間にわたって継続的に行うことで履行義務を充足する取引であると判断しているため、契約期間にわたって収益を認識しております。

② プロフェッショナルサービス売上高

スポットサポートは顧客に対して主として利用開始から本稼働までの期間において導入支援等を行うサービスであり、プレミアサポートは本稼働後の運用支援を行うサービスです。これらのサービスは契約期間にわたって一定の役務提供を行うことで履行義務を充足する取引であると判断しているため、主として顧客と合意した契約期間にわたって収益を認識しております。

なお、顧客から収受した対価のうち、上記の収益認識基準を満たさないものについては、「繰延収益」勘定に計上しております。

⑸ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑹ のれんの償却方法及び償却期間に関する事項

のれんの償却については、５年間の均等償却を行っております。

2. 会計上の見積りに関する注記

（繰延税金資産の回収可能性）

⑴ 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産　689,452千円

⑵ その他見積りの内容に関する理解に資する情報

連結計算書類における会計上の見積りに関する注記と同様のため記載を省略しています。

（のれんの評価）

⑴ 当事業年度の計算書類に計上した金額

のれん　30,986千円

⑵ その他見積りの内容に関する理解に資する情報

連結計算書類における会計上の見積りに関する注記と同様のため記載を省略しています。

3. 表示方法の変更に関する注記

（損益計算書）

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「ポイント還元収入」は、金額的重要性が増加したため、当事業年度より区分掲記しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　11,792千円

(2) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	276千円
短期金銭債務	4,803千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上原価	22,003千円
販売費及び一般管理費	22,286千円
営業取引以外の取引高	3,222千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	1,296,465株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	7,694千円
ソフトウエア	588,871千円
賞与引当金	54,940千円
その他	40,648千円
繰延税金資産小計	692,155千円
評価性引当額	△2,702千円
繰延税金資産合計	689,452千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1)子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
連結子会社	TeamSpirit Singapore Pte.Ltd.	所有 直接 100.0%	管理業務受託 役員の兼任	管理業務受託（注）	3,222	流動資産その他	276

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）業務受託の取引条件は、業務内容を勘案して両社協議のうえで決定しております。

(2)役員及び主要な株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
主要株主	荻島　浩司	神奈川県鎌倉市	被所有 直接　17.7% 間接　6.1%	自己株式の取得（注）	自己株式	599,993	―	―

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）自己株式の取得は、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)により取得しており、取引金額は取引日前営業日の2026年１月21日の終値によるものであります。

9.　収益認識に関する注記

連結計算書類における収益認識に関する注記と同様のため記載を省略しています。

10. １株当たり情報に関する注記

⑴　１株当たり純資産額　91円37銭

⑵　１株当たり当期純利益　22円35銭

11. 重要な後発事象に関する注記

（自己株式の取得）

当社は、2026年10月14日開催の取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。

１．自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上を通じた株主利益の向上及び業績を踏まえた株主還元を行う目的のために、自己株式の取得を行うものであります。

２．自己株式の取得に係る事項の内容

（１）取得する株式の種類　当社普通株式

（２）取得する株式の総数　450,000株（上限）
（発行済株式総数（自己株式を除く。）に対する割合2.96%）

（３）株式の取得価額の総額　150,000,000円（上限）

（４）取得する期間　2026年10月23日～2027年４月30日

（５）取得方法　東京証券取引所における市場買付

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年10月23日

株式会社チームスピリット
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	本多　茂幸
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西口　昌宏

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社チームスピリットの2025年９月１日から2026年８月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社チームスピリット及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定(社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。)に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年10月23日

株式会社チームスピリット
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	本多　茂幸
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西口　昌宏

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社チームスピリットの2025年９月１日から2026年８月31日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2025年9月1日から2026年8月31日までの第30期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年10月23日

株式会社チームスピリット　監査等委員会

監査等委員　田邉美智子 ㊞

監査等委員　氏家　優太 ㊞

監査等委員　桑園　寛之 ㊞

（注）　監査等委員田邉美智子、氏家優太及び桑園寛之は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（２名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化のため１名を増員し、取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関して監査等委員会は、取締役会の監督と執行の在り方及び取締役候補者の選任基準等を確認し、検討しました。その結果、各候補者の選任に係る審議・決定プロセスは適切であり、かつ、すべての候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	道下（みちした）　和良（かずよし） （1974年４月18日） 再　任	1997年４月　日本オラクル株式会社 入社 2013年８月　株式会社セールスフォース・ドットコム（現株式会社セールスフォース・ジャパン） 入社 執行役員 2016年８月　同社　常務執行役員 2019年６月　WalkMe株式会社　代表取締役社長 2022年７月　LINE株式会社（現LINEヤフー株式会社）AIカンパニー　カンパニーエグゼクティブCCO 2022年10月　スプリームシステム株式会社（現株式会社GROWTH VERSE）　社外取締役 2022年12月　当社　営業顧問 2023年５月　ワークスモバイルジャパン株式会社（現LINE WORKS株式会社）　執行役員 2023年11月　当社　代表取締役CEO（現任）	107,800株
	（取締役候補者とした理由） 道下和良氏は、エンタープライズ企業向けのセールスを中心とする25年以上にわたるIT業界での経験を有し、当社事業と関係の深いERP分野の経験に加え、SaaS事業においても代表取締役社長として経営の指揮を執った経験を有しております。豊富な経験と幅広い知識に加え、2022年12月に当社顧問に就任し営業面でのアドバイザーとして貢献後、2023年11月より代表取締役CEOとして当社の成長を牽引してきました。当社の更なる発展への貢献が期待できることから、引き続き取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	古市（ふるいち）　克典（かつのり） (1961年5月11日) 再　任 社　外	1985年４月 日本電信電話株式会社（現NTT株式会社） 入社 1998年11月 Lucent Technologies Japan 入社 2000年７月 Level 3 Communications Japan 入社 2003年３月 PRTM Management Consulting(現PwC コンサルティング合同会社) 入社 2007年４月 同社 パートナー 2008年６月 日本ベリサイン株式会社(現デジサート・ジャパン合同会社)　執行役員社長 2009年３月 同社　代表取締役社長 2013年８月 株式会社Box Japan　代表取締役社長 2018年11月 当社　社外取締役（現任） 2021年６月 株式会社寺岡製作所　社外取締役 2024年２月 株式会社Box Japan　代表取締役会長（現任） 2024年12月 ジェネロ株式会社　社外取締役（現任） 2025年６月 一般財団法人篠原欣子記念財団　副理事長 2026年７月 同財団　専務理事（現任）	200 株
	（社外取締役候補者とした理由及び果たすことが期待される役割） 古市克典氏は、多くの会社役員の経験を有しており、2018年に当社の社外取締役に就任して以来、幅広い知見に基づく有用な助言・提案等により、当社の発展に貢献してきました。当社の更なる発展への貢献が期待できることから、引き続き社外取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	山下（やました）　公平（こうへい） (1982年12月8日) 新任 社外	2007年４月 野村證券株式会社 入社 2016年12月 株式会社スタディスト　取締役CFO 2020年９月 同社 取締役COO 2023年９月 ４Growth Partner合同会社　代表（現任） 2024年８月 株式会社MinD in a Device　代表取締役CEO（現任） 2025年６月 ハコベル株式会社　社外取締役（現任）	― 株
	（社外取締役候補者とした理由及び果たすことが期待される役割） 山下公平氏は、AI技術を活用したスタートアップ企業の経営を通じて、新たなビジネスモデルの構築および迅速な事業推進において優れた実績を有しております。同氏が培ってきた最新テクノロジーに関する高い専門性とフレッシュな経営感覚を当社の経営体制に反映させることで、当社のDX（デジタルトランスフォーメーション）推進や新規事業創出の加速に寄与していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。		

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．各候補者の所有する当社の株式数は、当事業年度末（2026年８月31日）現在の株式数を記載しております。

３．古市克典氏及び山下公平氏は、社外取締役候補者であります。

４．古市克典氏は、現在当社の社外取締役でありますが、同氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって８年となります。

５．当社は、古市克典氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、山下公平氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、同氏を独立役員として届け出る予定であります。

６．当社は、古市克典氏との間で会社法第427条第１項に規定する責任限定契約を法令の限度額で締結しております。同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、山下公平氏の選任が承認された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

７．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用等を当該保険により補填することとしております。各候補者の選任が承認された場合、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることになります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第２号議案　監査等委員である取締役１名選任の件

監査等委員である取締役桑園寛之氏は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役１名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
桑園　寛之（くわぞの　ひろゆき） （1971年12月31日） 再任 社外	1995年４月　株式会社日本債券信用銀行（現株式会社あおぞら銀行）入社 2009年５月　株式会社あおぞら銀行 退社 2009年６月　日本ベンチャーキャピタル株式会社 入社 2014年６月　同社　執行役員 2016年６月　同社　常務執行役員 2017年６月　同社　取締役常務執行役員 2019年６月　同社　取締役専務執行役員 2022年11月　当社　監査等委員である取締役（現任） 2023年６月　日本ベンチャーキャピタル株式会社　取締役副社長執行役員（現任）	－株
（社外取締役候補者とした理由及び果たすことが期待される役割） 桑園寛之氏は、金融機関や投資会社での豊富なアドバイザリー経験から培った高度な経営的見識を有しており、当該知見から当社経営に対して有用な監督及び助言等により当社の発展に貢献してきました。当社の更なる発展への貢献が期待できることから、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としております。		

（注）１．桑園寛之氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．桑園寛之氏の所有する当社の株式数は、当事業年度末（2026年８月31日）現在の株式数を記載しております。

３．桑園寛之氏は、社外取締役候補者であります。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。なお、同氏は、現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって４年となります。

４．当社は、桑園寛之氏との間で会社法第427条第１項に規定する責任限定契約を法令の限度額で締結しております。同氏が再任された場合は、当該契約を継続する予定であります。

５．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用等を当該保険により補填することとしております。桑園寛之氏の選任が承認された場合、同氏は、当該保険契約の被保険者に含められることになります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬制度の一部改定の件

1．提案の理由及び株式報酬制度の概要

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2021年11月30日開催の当社第25期定時株主総会において、年額200百万円以内（うち社外取締役分は50百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいております。また、2024年11月29日開催の当社第28期定時株主総会において、当該報酬枠の範囲内で、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除き、以下「対象取締役」という。）に対し、譲渡制限付株式報酬及びストック・オプションとしての新株予約権を付与する株式報酬制度（以下「本制度」という。）についてご承認いただいております。

今般、本制度の柔軟性と実効性を高め、株式価値向上へのコミットメントをより一層明確化することを目的として、譲渡制限期間「３年以上」とする既存の譲渡制限付株式（以下「本譲渡制限付株式（中期型）」という。）に加え、新たに譲渡制限期間を「3ヶ月以上」とする譲渡制限付株式（以下「本譲渡制限付株式（短期型）」という。）の付与も可能とするよう、本制度の内容を一部改定することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本制度に基づき対象取締役に支給する金銭報酬の総額（年額200百万円以内）及び発行又は処分される普通株式の総数、並びにストック・オプションに関する定め等につきましては、第28期定時株主総会において承認いただいた内容から変更はございません。

当社は、本議案が承認された場合は、本招集ご通知の事業報告における「⑶ 会社役員の状況」に記載の「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」について、本議案の３．（ご参考）「第31期以降の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」のとおり改定することを予定しており、本議案は、改定後の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものであります。なお、監査等委員会は、本議案に関して改定後の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を確認し、検討しました。また、本議案は、指名・報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しております。よって、本議案の内容及び審議・決定プロセスは相当であると判断しております。なお、対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、当社取締役会において決定することといたします。

現在の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は２名（うち社外取締役１名）であり、第１号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件」が原案どおり承認

可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は３名（うち社外取締役２名）となり、対象取締役は１名となります。

２．本譲渡制限付株式（短期型）について

対象取締役に対し、本議案に基づく本譲渡制限付株式（短期型）の付与のために支給する金銭報酬の額を、①従来の報酬等の限度額である年額200百万円（ただし、使用人分給与は含まない。）の枠内で、かつ、②本譲渡制限付株式（中期型）の付与のために支給する金銭報酬の額との合計額が年額50百万円を超えない範囲で支給することにつきご承認をお願いするものであります。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年80,000株以内とします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含む。）によって増減した場合は、上限数はその比率に応じて調整されるものとします。１株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と本譲渡制限付株式(短期型)の割当てを受ける取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(１) 譲渡制限の内容

本譲渡制限付株式（短期型）の割当てを受けた取締役は、普通株式の発行日後、3ヶ月以上で当社取締役会が定める期間（以下「勤務期間」という。）にわたって継続して取締役として業務を執行し、勤務期間経過後に退任する時まで、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分をすることができない（以下「譲渡制限」という。）。

(２) 本割当株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式（短期型）の割当てを受けた取締役が、勤務期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合その他一定の事由が生じた場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。また、本割当株式のうち、勤務期間が満了した時点において下記(３)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(３) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式（短期型）の割当てを受けた取締役が、勤務期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部又は当社取締役会若しくは本割当契約で定

めた割合の株式につき、取締役の退任の時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、勤務期間が満了する前に取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

3．（ご参考）「第31期以降の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」

a.決定方針の内容概要

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、業績、経済情勢や他社水準等を総合的に勘案し、当社グループの企業理念の実現を実践する優秀な人材を確保・維持し、持続的な企業価値及び株主価値の向上に向けて期待される役割を十分に果たすことへの意欲を引き出すにふさわしい報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、基本報酬（金銭報酬）及び業績連動報酬（金銭報酬）並びに非金銭報酬により構成しております。ただし、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、基本報酬（金銭報酬）のみとしております。

また、当社の監査等委員である取締役の報酬は、基本報酬（金銭報酬）のみとし、その職責及び経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役全員の協議により決定しております。

b.基本報酬に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬については、月例の固定報酬とし、役位、職責等に応じて定め、業績、他社水準、社会情勢等を勘案して、適宜、見直しを図るものとします。

当社の監査等委員である取締役の基本報酬については、月例の固定報酬とし、その職責及び経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役全員の協議により決定しております。

c.業績連動報酬等に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業績連動報酬等については、年次の金銭報酬とし、その算定式及び基準となる達成指標が当社事業の成長性を表すものとなるよう設計し決定しております。業績連動報酬等の内容並びに支給の時期及び条件は、役位、職責等に応じて定め、業績、他社水準、社会情勢等を勘案して決定しております。

d.非金銭報酬に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等として、インセンティブ報酬として株主総会において取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の上限額の範囲内で株式報酬として承認を得た報酬上限額の範囲内において株式又は新株予約権を付与する場合があります。個人別の付与数及び額、並びに支給の時期及び条件は、役位、職責等に応じて定め、業績、他社水準、社会情勢等を勘案して決定しております。

e.報酬等の割合に関する方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）個人別の報酬の割合については、役位、職責、業績、他社水準、社会情勢等を踏まえて決定します。

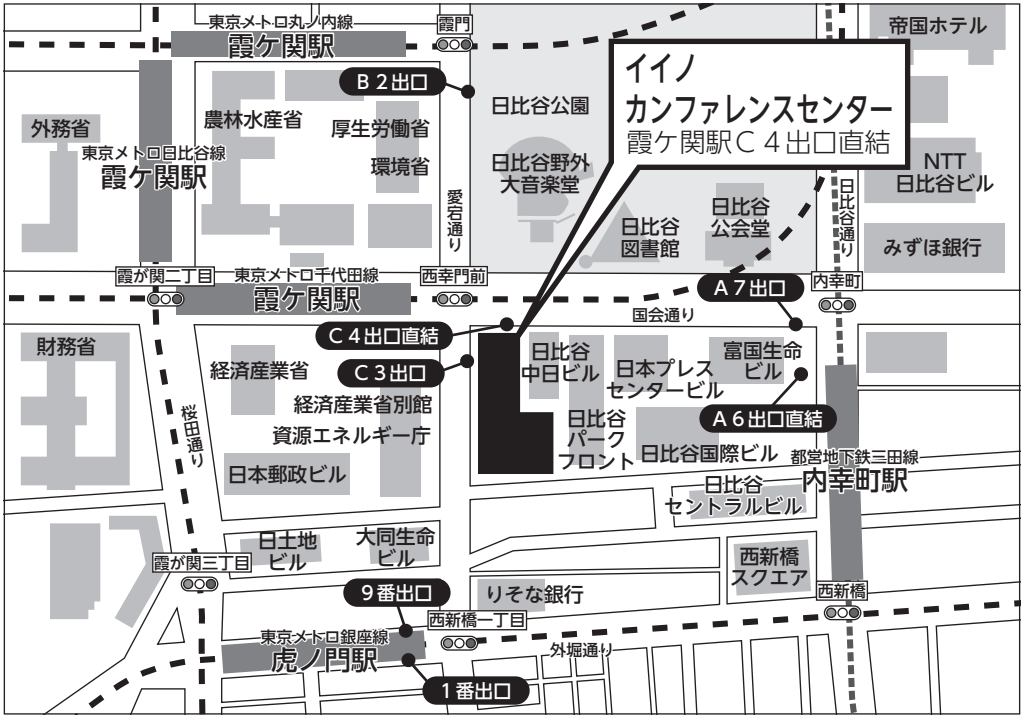
f.取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定の手続に関する方針

各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容は、監査等委員を含む取締役全員の協議を経て、取締役会の決議をもって決定いたします。なお、当社の取締役会の過半数は社外取締役で構成されております。

以上

株主総会会場ご案内図

会場： 東京都千代田区内幸町二丁目１番１号
イイノカンファレンスセンター（飯野ビルディング４階）Room B
TEL 03-3506-3251



交通　東京メトロ　千代田線・日比谷線　霞ケ関駅下車　Ｃ４出口直結・Ｃ３出口徒歩約１分
東京メトロ　丸ノ内線　霞ケ関駅下車　Ｂ２出口徒歩約５分
東京メトロ　銀座線　虎ノ門駅下車　９番・１番出口徒歩約３分
都営地下鉄　三田線　内幸町駅下車　Ａ６出口直結徒歩約３分・Ａ７出口徒歩約３分

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。